

# 時事新報

明治十八年二月廿四日  
（西曆一千八百八十五年）  
第九百號  
日曜日休刊

公報

○陸軍省達甲第九號 府縣北海道三縣并 沖繩縣ヲ除ク

本年當省達甲第六號連屯田兵志願者心得書第五項へ左ノ但書ヲ追加條條此旨相達候事

明治十八年二月二十三日 陸軍卿伯爵大山 謹

○東京府告示乙第四十三號 海軍兵學校ニ於テ生徒十八名召募相成候條志願者之者ハ 來ル五月廿日限リ願出ツヘ此旨告示候事

但願書式等ハ其郡區役所ニ就キ采合スヘシ

明治十八年二月廿三日 東京府知事芳川顯正

## 紋任

○明治十八年二月廿一日 山口縣山口中學校長從七位 河内 信朝 任檢事

## 時事新報

### 遺清大使

近日俄國ハ喧シキ問題ハ遺清使ノ一條ナリ此事ニ就テハ或ハ朝鮮變亂ノ始末ニ付キ我政府ヨリ特命全權大使ヲ命ジテ清廷ニ談判ヲ開クト去十二月朝鮮へ派遣シタルノ例ノ如クナル可シト云ヒ或ハ電信郵便ヲ以テ在北京復本公使ニ全權ノ命ヲ傳フ可シト云ヒ又或ハ斯ク大切ナル事ヲ電信郵便ヲ以テ附シ可キ官吏ヲ擇ヒ之ニ大出ノ大使トマシテ行カザルモ然レ可キ官吏ヲ擇ヒ之ニ大政府ノ旨ヲ申合メテ訓令使ト爲シ復本公使へ訓令ヲ傳フ可シト云ヒ世話區々ニシテ取留メタルモノモナシ俗ニ所謂下馬評議ニシテ信スルモノモナシト雖モ我輩モ亦コト下馬中ノ一人トシテ評議スルハ聊カ説ナキニ非サレバ試ニ之ヲ左ニ記シテ大方ノ致テ乞ヘントス

凡ソ一國ノ政府ヨリ他國ノ政府ニ遣ル可キ使者ノ身分ハ先方ノ國ノ大小ニ由ルモノトシテナキニ非ザレド大抵ハ其用向キノ輕重ニ準スルヲ通法ナリトス全權實用ノミナラズニハ國交際ハ素ト國ノ政府ト政府トノ關係ナルガ故ニ其間ニ往來スル使者ハ大使ニテモ小使ニテモ差支ヘアルトナシ或ハ電信郵便ヲ以テ掛合ヒスルモノハ足レ可シトナシ或ハ今日ノ實際ニ於テハ決シテ電信郵便ヲ以テシテ非ズ外交ノ事ハ虛實常ニ相半ラズ故ニ我輩ノ所見ニ從ヘバ今日ヨリ支那政府ニ向テ談判トアレハ必ズ特命全權大臣ヲ命ジテ其威儀ヲ尊重シテ其取極ヒテ尊重シテ正々堂々我大日本國ノ軍艦ニ搭シテ天津ニ乘込ニ北京ニ入ルト缺ク可ラザルノ要ト信スルモノナリ

若シ然ラズシテ復本公使ニ電報郵便ヲ又ハ一段丁寧ニシテ所謂傳使ノ方便ニ由リ以テ事ヲ辨セントスル

歎、左リトハ事物ノ鈞合ニ於テ少シク不精ナルガ如シト申スハ元來今度ノ朝鮮事變タル實ニ我輩ガ云ヘル如ク朝鮮ノ土地ニ起リタル事柄ハ支那ニ關係スルモノニシテ我日本國ガ朝鮮ニ對シ又支那ニ對スル關係ニ比較スレバ支那ノ方ヨリ實ニ重大ナリト云フ可キ程ノ場合ナレバ其事ヲ鄭重ニシテ可キハ固ヨリ至當ノコトナリ然レモ朝鮮ニハ特命全權大臣ヲ遣リ支那ニハ然ラズトアリテハ事ニ於テ少シク不適合ナルガ如ク又或ハ事ノ實際ニ於テ清廷ト談判ハ大使ナクシテ和戰議レカノ局ヲ結フコトモアランナレバ國交際ハ唯當局ニ二國ノ間ニシテ可キモノニ非ズ其成跡ノ顯ハルニ於テハ恰モ世界萬國ニ披露スルノ姿ナルガ故ニ世界中ノ人民ガ何ト評ス可キヤ是亦特ニ注意シテ重大事件ヲ輕ク取扱フコト鄭重ニシテ不都合ナリハ必ズ世界ノ評論ニ掛ルコトナレバ當局ニ於テ豫メ心ヲ用ヒ可キハ固ヨリ論ヲ俟タズ然レモ今度朝鮮ノ變亂ニ就テ支那ト談判ハ事柄ノ重大ナルモノナルコト世界ニ明白ナル以上ハ我政府ニ於テモ必ズ其重大ナル價ニ從テ之ヲ鄭重ニ處セラル可キヤ疑フ容レズ我輩ノ深ク信スル所ナリ又或ハ政府ガ此事ヲ重大ナリト認メテ其談判ヲ開クノ緩ナルハ何故ト疑フモノモアランナレド是レハ政談ヲ知テ事實談ヲ知ラザル者ノ言ノミ北京ニ行クコトハ天津ヨリセザル可ラズ天津河間ハ年ノ十二月初旬ヨリ氷合シテ二月下旬ナラバ渡航ス可ラザルヲ常トス即チ器械的ノ障礙ニシテ鬼神ニ非ザルヨリ以下ハ之ヲ如何トモス可ラズ即チ我外務政略ノ緩慢ナルコト非ズ天津天津ノ寒冷ナルガ故ナリ今二月モ既ニ下旬ニ入り二週内ハ白河ノ堅氷モ解ルコトナラン我輩ハ唯我大使ノ奉命ヲ望テ北京ニ入り日支ノ間ニ結ボレタル困難ヲ白河ノ氷ト共ニ解ケテメソコトヲ願ルモノナリ

通信者ガ學士ノ一行ニ隨行シテ同會ニ於テ諸學士ノ演説あれ一々電信にて之ヲ本社ニ通知シ其翌日ノ新聞ニハ一枚も二枚も續きたる演説が記載ありたりとありて人々も其仰山ある蓋きたるにあり又兩三年前來彼東京事件ノ騒がしくありしより佛國ノ諸新聞は勿論英米の諸新聞より各通信者同地方ニ派遣セシテ此等ノ通信者ハ衣食住ノ費用共ニ悉皆本社ノ支辨ト仰キ其上に一日十五弗内外宛ノ交際費ヲ給與せられ自由ニ佛國ノ將校士官等と交際するが故ニ隨テ迅速確實なる報道ヲ得易ク時としてハ外國政府より態々觀視觀察ノ爲先に派遣したる人々と雖も新聞通信者ノ言に依りて始めて事情ヲ尽すと心得る程ナリト其中にも最も著るしき事實は昨年初頃頃頃西貢と海防との間に未だ海軍艦隊の設けなかりし故東京地方ノ事ニ歐洲に報道するに先づ西貢に至りて同地より電信を以て報道せざるべからざる然るは佛國ノ新聞通信者は特別ノ譯を以て佛國軍用電信の借用ヲ許されたり其英米の通信者は斯かる特許ヲ得ざるを以て大切の場合ハ佛國新聞に後れを取らざるは遺憾ありとて昨年三月北軍攻撃の時英米及香港の新聞通信者各一人宛都合三人に北軍一役ヲ限り千五百弗の約束ニテ小汽船一艘ヲ借受け之を以て西貢まで報知ヲ持運同地より電信を以て本社に報道したる由聞かば據れば一昨年順化府攻撃の時亦同様ニ手段を以て報道を行ひたりと云ふ

○足利市場取引高 栃木縣足利郡足利市場ニ於テ明治十七年中取引せし所ノ織物ノ數量及其代價は左の如し

絹織物	三萬九千八百八十二段	此代價金	十一萬三千六百三十二圓
綿織物	三萬七千七百七十七段	此代價金	八萬八千六百三十二圓
木綿織物	七萬四千六百四十六段	此代價金	八萬四千六百四十三圓
合計織物	一十九萬八千六百六十三段	此代價金	九十三萬四千三百九十九圓

○英國農業の衰微 近年英國にては各種ノ産業孰れも衰微不振の有様なる中にも農業の衰微は他の産業に比すれば一層甚しく且七八年來時些少の消長あるも全体云へば常に衰微の度に進むるもの如しシヨソノフライイト氏の計算ニ據れば農業衰微の爲り農家の破りたる損失は高は一億五千萬弗下下ざるべしと云ひ又キートン・フレイト・ロットの如きは二億弗も上ると云へり此等計算には多少の差異あるもせよ兎も角に其損失の大なるは争ふべからざるの事實あり本年即ち千八百八十四年に於テ英國農地の總面積は無慮三千二百萬エーカーにして其内一千五百萬エーカーは秋場一千七百萬エーカーは耕地なるに方今穀價下落の爲り利益ヲ収むる事極めて難し現に麥田面積の年々逐々減少シ例へば千八百六十四年より英國中凡三百六十萬エーカーの麥田移りしも本年に至り減して二百六十萬エーカーとなりたるが如くも其一証として見るべし云々也昨年十二月中の英國新聞ニ見ゆ

○大坂堺鐵道事務所 大坂堺鐵道事務所は今度急々大坂鐵道新地六番丁の藤田組煉瓦製造所を事務所トする事決定し昨二十三日より同所に事務所ヲ取扱ふ事トす

○鐵道建設 鐵道小田原町の製鐵所中今度鐵道建設

所を設け船體に使用すりと云ふ

○火藥庫 上州群馬縣 火藥庫の附屬舎共煉瓦算ハ金六萬七千四百

○御殿引移 昔々本郷ニ大坂城内へ引移し程大坂東區堀町一丁目五十圓にて引移しの上大坂へ運搬して十日間ハ約定にて既

○代官人の増加 歐の數凡一割七分と増を増したるのみ面し例をより多しと

○富大に増殖するに従テ 尤有名なる代官人とに付其地位を羨ミ或西字新聞見ゆ

○共同組合 西洋に主張する派流も亦に據るに同縣命川内云々結社ハ財產共有を見る

○大綱 第一條 總集 條 組員ノモノ 移シテ組合體ノ 員タルモノハ苦勞 等アリト雖モ老 天然ノ秩序ヲ系 固ハ其家族ノ關係 成立スモノトス 成立スモノトス 付 各百圓ノ財產ヲ 各百圓ノ財產ヲ 亦組合ノ負擔 五項 組員タルモノ 間各等アルモノ 主事ニ連ヒ其境 六項 組員ニシテ 兼長ヲ招キ其 要スルノ外止テ得 其事項ノ輕重ニ 當人ノ面目ヲ保 男女ノ係ハラス 勿論食料等モ 組員ハ該山出 出務スヘキモノト 日金一圓トシ 第十二項 組員